



勝頼印判状禁制【天正5年(1577年)】

禁制

一 御普請以下の役の事
 一 軍勢甲乙の人等濫妨狼藉の事
 一 押買いの事

右条々御相違有るべからず、然れば即ち沈淪せしむるの百姓等召し還しかの郷中に居住せしむべし。但し渡海の奉公は嚴重に勤仕致すべきの由、仰せ出さるるものなり。よつて件の如し。

天正五年町 安部加賀守
 十一月五日(朱印)うけたまわる
 白羽の郷

「勝頼印判状禁制」書き下し文

御前崎市指定有形文化財 武田家朱印状

History

キラリを再発見

武田勝頼に命じられて出された禁制

白羽神社には武田家朱印状が3通あります。これは、戦国時代に駿河や遠州に進出した武田氏が、この地方を治めようと発給した文書です。

今回紹介するのは「勝頼印判状禁制」です。天正5年(1577年)11月5日に、武田勝頼が安部加賀守に命じて白羽の郷に発給したものです。

勝頼は、武田領である白羽郷の住民に「労役の免除」や「兵士や随伴する者たちの住民に乱暴や狼藉を働くことの禁止」、「押買いの禁止」を掲げて、治安維持と生活の保護を図りました。また、落ちぶれた農民たちには還住も命じました。

さらに、貿易軍需物資や兵員輸送の軍用船を操縦することも命じており、白羽郷の住民たちに、海賊奉公や兵員・物資の海上輸送などを担わせようという武田家の意図が読み取れる文書です。

なお、勝頼印判状禁制で勝頼から命令を受けた安部加賀守は、永禄5年(1562年)に高遠城に入った武田勝頼付侍大将八人衆の一人として名を残しています。

照 会 社会教育課 ☎0537-298735

Atomic

暮らしと原子力

エネルギー問題を
考える力を身につけよう

市教育委員会では、次代を担う小中学生がエネルギーに関する幅広い知識を習得し、これからの御前崎市、さらには日本のエネルギー問題について自ら考える力を身につけることを目的に、エネルギー教育を実施しています。

その一環として、6月から7月にかけて中部電力(株)浜岡原子力発電所の見学会を実施し、市内の小学6年生276人が参加しました。

児童は、電気の特徴や発電のしくみに関する講義を受けた後、発電所構内に入り、高さ22mの防波壁を見学しました。防波壁を実際に見て、手で触れた児童は、その高さや長さに驚いていました。

また、5号機中央制御室を模したシミュレーター室では、運転操作を体験しました。見学終了後には、中部電力社員と意見交換し、安全に対

する取り組みや、発電所内の仕事の内容について、実際に発電所で働く人の気持ちを学びました。

市教育委員会では、今後も年間を通じて、エネルギーに関するさまざまな学習をしていく予定です。



防波壁を見学



発電の仕組みを学ぶ児童